

第 編 間接国税編

7 消費 税

統計表を見る方のために

7 消 費 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までに終了した課税期間について、平成 14 年 6 月 30 日現在の申告又は処理による課税事績及び平成 14 年 3 月 31 日現在の届出事績を示したものである。

なお、一部については、平成 13 年 3 月 31 日以前に終了した課税期間について、平成 13 年 7 月 1 日から平成 14 年 6 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を含む。

2 用語の説明

- (1) 簡 易 申 告.....基準期間の課税売上高が 2 億円以下（平成 9 年 4 月 1 日以前に開始した課税期間については 4 億円以下）の事業者が、簡易課税制度（課税売上高だけから納付税額を計算できる方法）を選択し申告したものをいう。
- (2) 限 界 控 除 適 用.....限界控除制度（課税期間の課税売上高が 5,000 万円未満の事業者の、本来納付すべき税額の一部が軽減される制度）の適用を受けたものをいう。
なお、この制度は、平成 9 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から廃止された。
- (3) 還 付 申 告.....仕入れに係る消費税額等の控除不足額の還付を受けるための申告をいう。
- (4) 課 税 事 業 者 届 出 書.....基準期間の課税売上高が 3,000 万円を超える事業者が提出する「消費税課税事業者届出書」をいう。
- (5) 課 税 事 業 者 選 択 届 出 書.....基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の事業者（免税事業者）が課税事業者となるために提出する「消費税課税事業者選択届出書」をいう。
- (6) 新設法人に該当する旨の届出書.....新設法人（基準期間のない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人）が提出する「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」をいう。
なお、この届出書は平成 9 年 4 月 1 日以後に新設法人に該当することとなった事業者について提出することとされた。

3 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目			調 査 方 法
		申 告 件 数	申 告 税 額	届 出 件 数	
課税状況					全 数 調 査
(1) 課税状況	個 人 ・ 法 人 別				
(2) 課税事業者等届出件数の累年比較	届 出 書 別				
(3) 税務署別課税状況	個 人 ・ 法 人 別				